



県 章

# 滋賀県公報

平成 27 年 (2015 年)  
2 月 16 日  
号 外 ( 1 )  
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### ○ 監 査 委 員 公 告

監査結果の公表公告..... 1

## 監 査 委 員 公 告

### 監査結果の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、平成26年12月2日に提出のあった住民監査請求に係る監査を行い、その結果を平成27年2月9日付けで請求人に対し通知したので、これを公表する。

平成27年2月16日

滋賀県監査委員	西	村	久	子
〃	平	居	新	司
〃	山	田		実
〃	谷	口	日	出
			夫	

### 住民監査請求に係る監査結果

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求の要旨

###### (1) 請求書

###### ア 請求の要旨

(7) 滋賀県病院事業庁は、平成26年度滋賀県立精神医療センター病棟寝具賃貸借業務にかかる入札において、株式会社Aの「化学繊維を中綿として使用している掛布団」を、入札条件に記載された病棟寝具の同等品として認定したうえで、株式会社Aに入札参加資格を認めた。

(4) 上記入札手続きにおいては、掛布団の仕様として、素材を「綿又はT/C ダウンプルーフ 水鳥羽毛(ダウン50%以上) 1.3~1.4kg」とすることが指定している。

ところが、病院事業庁では、株式会社Aの「ポリエステルを中綿としている掛布団」を同等品として認定し、株式会社Aに入札参加資格を認めた。

その結果、株式会社Aが、上記入札において落札し、これを受けて、株式会社Aは、病院事業庁との間で、平成26年度滋賀県立精神医療センター病棟寝具の賃貸借契約を締結するに至った。

(7) 上記行為が不当である理由

a 入札仕様では、中綿の素材として「水鳥羽毛(ダウン50%以上)」と指定しているのであるから、ポリエステルを中綿とする掛布団とを同等品として認定することは不当である。

その理由の第1は、「水鳥羽毛(ダウン50%以上)」を中綿とする掛布団と、ポリエステルを中綿とする掛布団とは、その価格が、大きく異なっており、市場価格では、3倍から5倍の差が生じる(もちろん、化学繊維の掛布団のほうが低廉である)。

しかも、ポリエステルを中綿とする掛布団であれば、そのクリーニングも、ダウンを中綿とする掛布団に比較して、簡易な方法により可能であるから、クリーニングコストを低く抑えることが可能である。

したがって、ポリエステルを中綿とする掛布団であれば、「水鳥羽毛(ダウン50%以上)」を中綿とする掛布団に比して、低廉なコストで入札することが可能であり、その結果、株式会社Aは、入札価格を抑えて入札することが可能となった。

他方、他の入札参加者は、「水鳥羽毛(ダウン50%以上)」を中綿とする掛布団を条件として入札価格を決定している。

b ところで、病院事業庁では、同等品を「指定品と規格(形状、材質、色など)・品質・性能が指定品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とするものであり、定価は概ね指定品と同等であるもの」と定義しているところであるから、価格差が、3倍ないし5倍もある商品を同等品として認定することは不当である。

病院事業庁は、上記入札の仕様を指定しているのであるから、入札予定価格などを決定するにあたっては、予算編成の都合上、入札の仕様を前提として、入札予定価格などを設定しているはずである。

仮に、化学繊維の中綿とする掛布団での入札参加を可能とするのであれば、上記のとおり価格差があるから、より低廉な入札予定価格を設定することが可能であって、上記入札の仕様のまま入札手続きを継続することによって、過分の費用負担を生じている。

c したがって、上記入札手続きにおいて、ポリエステルを中綿とする掛布団を「同等品」と認定することによって、病院事業庁は、過分のコストを負担しているものである。

(エ) 監査を求める事項

上記入札において、実際に納入された掛布団を、「水鳥羽毛(ダウン50%以上)」を中綿とする掛布団と、同等品と認定する際に、参考とされた資料を精査し、とくに価格や、品質が同等のものとして判断された根拠を監査し、するように求める。

イ 事実を証する書面

- ・入札説明書
- ・病棟寝具仕様および納入数量
- ・当直用寝具仕様および納入数量
- ・衛生マットレス仕様書
- ・病衣および放射線検査用検査衣仕様
- ・株式会社Aから滋賀県立精神医療センターへの病棟寝具等賃貸借業務仕様書に関する質問事項(写)
- ・株式会社Aから滋賀県立精神医療センターへの病棟寝具等賃貸借業務にかかる質問事項への回答について(写)

(2) 補正後の請求書

ア 補正内容

- (7) 委任状の委任事項に「契約の締結」が追加された。
- (4) 「4 監査を求める事項」において、求める措置の内容について、「その結果、同等品でない場合には、入札を無効とし、然るべき損害賠償を請求することを求めるものである。」の文言が追加された。
- (7) その他、形式的な字句の追加や修正があった。

イ 事実を証する書面

(7) 補足説明

滋監査第165号平成26年12月11日付「滋賀県職員措置請求書の補正について(通知)」記載の「1 補正を要する事項(4)①」について、次のとおり補足して説明する。

請求人は、滋賀県病院事業庁に開示を求めたが、これを非公開としているので、「書類」はない。

しかしながら、請求人が、精神医療センターにおいて、掛布団に貼られているタグと同一のタグが貼られている製品で、かつ、同一規格のものを買い求めて、中綿を調べたところ「ポリエステル」であることを確認している。

- (4) 通販サイト 価格検索結果(羽毛) (ホームページの該当ページをプリントアウトしたもの)
- (7) 通販サイト 価格検索結果(ポリエステル) (ホームページの該当ページをプリントアウトしたもの)
- (エ) クリーニングコストについて

2 請求者

彦根市 株式会社シガドライウィザース

(注) 今回の請求は、請求者が選任した代理人によりなされた。

- 3 請求のあった日  
平成26年12月 2 日

## 第 2 請求書の受理

本件請求は、平成26年12月 2 日に受付したが、要件不備（事実を証する書面が一部添付されていない等）があり、形式的要件を欠いていたので、補正を求めたところ、平成26年12月22日に請求書の補正があった。この結果、法定要件を具備しているものと認め、平成26年12月25日に請求の受理を決定した。また、地方自治法第242条第 3 項の規定に基づく暫定的停止勧告は不要と判断した。

## 第 3 監査

### 1 請求人の証拠の提出および陳述

地方自治法第242条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して平成27年 1 月 6 日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、新たな証拠が提出され、次のとおり本件請求に係る補足説明がなされたが、請求の理由は変更がないと判断した。

#### (i) 請求人の陳述の要旨

##### ア 請求人の陳述

- (ア) そもそも滋賀県立精神医療センターの、患者用寝具の入札が不正ではないかと疑いを持つに至ったのは、入院患者の 1 人が家族に「最近の布団は寝心地が悪い」と不満を漏らされたことから始まった。家族から私に「患者の布団についてお尋ねしたい」と電話があった。その方には調査することを約束して、平成26年 5 月15日に精神医療センターを訪問し、寝具をチェックしたところ、入札仕様書にある水鳥羽毛とは全く違う化学繊維の中綿が使用されていることが確認できた。5 月15日の説明の場で、担当者大原さんが「自分も確認していないのでわからないから、寝具納入業者の株式会社Aに電話で尋ねたところ羽毛ではありません。化繊だそうです。」と、答えているから間違いなく化学合成繊維である。
- (イ) 数人の職員同席の上で責任者の若林剛氏に説明を求めたところ、若林氏は「採用した布団は仕様書の羽毛布団と同等品であると判断し、問題無くクリアしている、病院の事務局の当時主幹であった田井中さんが確認した。前任者の田井中さんに尋ねてくれてもいいですよ。」と言われた。「田井中さんに確認を求めたい。」と言いましたが、その要求には返答されなかった。若林さんは説明の途中で核心に触れる質問を無視したり、「そんなこと知らんで。」「今来たばかりや。」「この話は私ひとりが決めたものだ。」とか、いろんなことを言っていた。こういうような話を繰り返されるので、無責任な言葉だと思った。
- (ウ) 「□□とか、あるいはその△△でも使っているという実績があり、問題がないということを確認した。」と、「だから、その基準はクリアされている。」と返答されたので、「滋賀県が示している同等品に関する基準、これはその後に書いてありますが、全くかけ離れた質、量の布団を以って同等品としているのではないですか。」と問い質したところ、入札説明書に書いてあるとの返答があり、よくよく見ればそのような判断をすることも出来なくはない不親切な文章が付け加えられてあった。この文の意味するところを見て、びっくりすると同時に実は憤慨した。
- このような一文を挿入することで基本的な滋賀県のガイドラインが変更されるのは、同等品の定義を根底から変えることになり全く理解できない。
- 「近くの病院で使っていればそれは同等品だと認める」の一文は、同等品とは指定品、いわゆる入札において、「水鳥羽毛」というふうに言っているその指定品と規格、形状とか、材質、色など、品質・性能がいわゆるその入札指定品と同等以上であると滋賀県が定めている定義を意味のないものにしてしまっている。こんなことが高級官僚には許されるのかと思っている。
- (エ) ということで、質問させていただきたいと思うが、若林さんには、「滋賀県が決定している同等品の定義を変える権限が有るのでしょうか。」と、そのことを尋ねましたが、「いや、それは書いてあるんだ。」と「こういうふうに書いてある。」と返答された。私も従来からそう書いてあることに気付かず、まさかと思ったようなことがまかり通ってしまった。そして、ほとんど、このことについては、トップであるか

らかもわからないが、そのことは把握されていなかった。これはもう仕方ないことでもあるが、やはり、こういうことになったら、よく理解していただくということが必要かと思う。

(カ) 質問として、布団の中綿の素材が水鳥羽毛であるか、あるいは化学合成繊維であるかの違いは、まず調達価格に大きな差がある。また、クリーニングにおける加工コストにも差が出る。入札価格全体に影響を及ぼすことになる。仕様書には水鳥羽毛でダウン 50%以上、という基準の中で入札予定価格も決められているはずであるから、高価な水鳥羽毛でなくても良いのなら、安価な化繊との間に生じるその差額は、滋賀県が損失を被っていることになるのではないか。

(カ) 天然素材である水鳥羽毛の良さは誰もが知るところで、化繊のそれとは全く比較はできない優位性を備えているものであることを考えて、わざわざ水鳥羽毛であることを限定して仕様書に記載されているのに、滋賀県の定める同等品のガイドラインを逸脱して品質が全く違い、しかも火災時には有毒を出す恐ろしい特性を持つ危険な化学繊維にすり替わってしまった。

特に精神科の病院ではこういうことは大切かと思うが、この入札の結果が、前述のような患者が不満を訴えることになったり、精神科の患者に多くみられる異食行為、食べるものじゃない物を口にして飲み込んでしまうと、こういうことによる、腸閉塞などの危険と隣り合わせの環境に置かれたことは、県民の健康に弊害をもたらすことになったのではないか。

このような化学繊維の危険性について慎重に検討することなく、近くの□□や△△でも使用しており、納入業者の株式会社Aの「何も問題ありません」との言葉に従った結果、同等品として認めたことは、滋賀県職員として正しい行為であったのか。

(キ) 説明の中で若林氏は「どのような品物をどこから調達するかの権限はこちらにあります。」と、当センターのトップである自分にあるような感じの発言を繰り返し、「同等品として認めるかどうかの判断はこちらが協議することになっている。」と言った。いつ協議したのかと質問したが、確認できなかった。

その結果、「そんなことを答える必要はない。これは個人情報だ。」と若林さんは言われた。でも、これは公的なものであって、個人情報ではないということで、私が強行に言って、探されたが、結局はなかった。その後、見つけて、そのうちに、「見せます、公開します。」と返答があったが、今も実行されていない。

(ク) そこで次に出てきたのが、2月20日に書面で株式会社Aが「同等品として認めていただけるか。」と確認を求めてきたことに対して、認める旨通知したというものであった。結局、協議することもなく、布団の中身が羽毛であるか化学繊維であるか否かの確認もせず、直接の主管担当者である大原さんでさえ素材が何で構成されているか、その日は5月15日だったが、寝具納入業者の株式会社Aに尋ねられたが、もう何か月も経ってから、まだ、中身は知らなかった。書面で伺いを出されたことに中身の検証をすることなくOKの判断をしたということである。

(ケ) 「協議することになっている。」と自ら言われていたが、協議された事実はなく、「若林さんの判断であるか。」というふうに聞くと「そうだ。」と、また、「いやいや、病院の決定だ。」とか、「事業庁がOKしています。」とか、定まった答えは得られなかった。その挙げ句、「情報公開を申請下さい。」と、結構、きつい言い方で「したらいいじゃないですか。」みたいなことを言われた。満足に説明責任を果たされないこの若林さんの態度を見てほんとに驚いた。

後日、県庁で情報公開を申請したが、私が知りたい内容は出て来なかった。

(コ) ここで疑問がいろいろでてきた。従来の入札の説明書には、□□とか△△など他の病院で使用している実績があれば同等品として認めるとの一文は無かったと記憶している。

この一文をあえて、この度の入札説明書に挿入することにより県民が利益を得ることがあるとは思えないが、本当の狙いは、どこにあるのか。

(ク) また、「□□や△△で問題がない事を確認した。」と返答されるので、誰が確認したのかと質問したところ、「株式会社Aがそのように言っていた。だから問題ない。」という返答であった。

入札で落札すれば利益を得ることになる業者の口頭による報告を判断の基準に採用するのは異常だと思ふ。通常は利害関係にない公的機関の証言を求めるものではないか。水鳥羽毛とはっきり指定しておきながら、全く異質な物、これは羽毛は有機物である。誤って食べても消化してしまう。片方、化学繊維は石油製品であるから無機物であり、若林氏の権限で同等品にしてしまった。これは由々しきことではないか。

「これは羽毛ですが水鳥のものではありません、しかし近隣の病院で使用していれば同等品としてみなす。」と言うのならまだ理解できるかと思う。

- (シ) これまでの状況から推察すると、「株式会社Aの化繊綿の布団を水鳥羽毛の布団と同等品とする」と決定したのは、滋賀県の機関ではなく、行政機関ではなく、結果的に滋賀県病院事業庁が追認しているが、若林氏の私的な意向に基づいて決定し、入札が行われたと判断せざるを得ない。複数の人に相談したところ、「この入札における同等品の判断はとても理屈に合うものではない。若林氏と株式会社Aの間には何かあるのではないか。」との見解だった。

株式会社Aの布団を無理矢理同等品に押し込むための策略であり、株式会社Aと若林氏の間には密約があったと疑われても仕方ないのではないか。

若林氏は、説明の場で返答に窮すると感情的になり、高圧的な言葉で私を恫喝する態度が見られたが、謝罪の言葉は今もない。

#### イ 請求人代理人の陳述

- (ア) 請求人代理人から若干補足して説明する。まず、事実の点であるが、入札仕様書には、掛布団の中綿について、水鳥羽毛として、括弧して「ダウン 50%以上」とこのようになっている。実際に納入された掛布団の中綿は化繊である。この事実をまずおさえていただきたい。そのうえで、こういったことが、化繊の掛布団が、水鳥羽毛ダウン 50%以上のものと同等品なのかどうか、あるいはそのようにみなしていいのかわかるかということをご判断いただきたいと、このように思っている。

こちらとしては、化繊とダウンとでは、調達価格およびクリーニングコスト両面において、コストに差があるから、当然のことながら、入札価格に影響するものと、こんなふう考えている。

お手元の「見積書」というもの、〇〇という通販のサイトをそのままプリントアウトしたもの、これを見ると、羽毛のものと化学繊維のものとで価格に差があるということは理解できるかと思う。

それと本日、提出した「見積書」という1枚のもの、これは化学繊維の見積りである。たったこれだけの額で入手することが可能である。そういった面で、調達価格に差があるということをご理解いただきたいと思う。

- (イ) それとクリーニングコストの点であるが、事前に提出している、「クリーニングコストについて」にあるとおり、羽毛と化繊では、当然乾燥時間が違うことから、コストに直接影響がある。

これは請求人の会社で調べたものであるが、他社のものをということも考え、本日、××というところの「料金表」というものを提出した。××の説明によると、「こたつ布団 上」というのが「2,500円より」とあり、これはこたつ布団が化学繊維を中綿とするのでだいたいこんな数字だと、という説明であった。「羽毛布団 薄手 掛 4,000円より」という記載があるが、これは、羽毛布団の場合のクリーニングコストであり、他社でも、これだけの差ができてきているということである。

- (ウ) このように、クリーニングコストに大きな差があることから、そういったものを、水鳥羽毛ダウン 50%以上を中綿とするものについて、同等品とするということ自体がおかしな判断であると、こんなふうはこちらのほうは考えている。

- (エ) この点について、先日、精神医療センターの代理人に確認したところ、入札仕様書の賃貸借内容というところに、その文言をそのまま読むと、「②における病院での業務に使用していたものを認めることとする」という一文があり、これをもって、他の病院で使用しているものであれば、中綿の素材がなんであれ、同等品として認めるとの説明があった。

- (オ) ただ、先ほども申し上げたとおり、調達価格およびクリーニングコスト両面において異なることから、同等品として認めるのは、極めて不当な扱いであると、そんなふうはこちらは考えている。

(カ) それともう 1 点、同等品として化繊のものを認めるという趣旨であれば、最初から、この素材等として、化繊でもかまわないということを明記しておれば、それに沿った対応が可能である。ところが、書いていない。そういった意味でも、この入札の方法というものが不当であるとこのようにこちらは考えている。

(2) 新たな証拠

- ア 「精神保健医療センターの入札について」
- イ ○○から請求人あての「御見積書」（写）
- ウ ××の「料金表」（写）
- エ 平成26年 5 月15日 精神医療センターでの写真

2 関係職員等の陳述

地方自治法第242条第 7 項の規定に基づき、関係職員等である病院事業庁精神医療センターの職員に対して平成 27 年 1 月 6 日に陳述を求めたところ、次のとおり陳述がなされた。

(1) 病院事業庁精神医療センター職員の陳述の要旨

- ア まず、滋賀県立精神医療センター病棟寝具等賃貸借業務の入札の概要について、説明させていただきたい。  
この入札は、精神医療センターにおいて使用する病棟寝具、当直用寝具、衛生マットレス、病衣、放射線検査用検査衣について、期間を平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までとする賃貸借業務契約を締結するため、一般競争入札を行ったものである。公告日は平成26年 2 月13日で開札日は平成26年 2 月28日であった。落札決定の方法は、病棟寝具、衛生マットレス、当直用寝具、病衣、放射線検査用検査衣ごとに発注者が定めた予定数量に各単価を乗じた金額の合計額によって落札者を決定するものである。
- イ この度、請求のあった掛布団の仕様については、仕様書の中で素材等として、水鳥羽毛ダウン50%以上を記載するとともに、同等品の取扱いについては、平成23年 4 月 1 日以降に100床以上の病院において、病棟寝具賃貸借業務を 1 年以上履行した実績を有する者が当該病院での業務で使用していたものを認めることとすると記載している。これは仕様を作成するにあたり、基準の仕様としてその時点で使用していた掛布団の素材を記載したものである。
- ウ 同等品については、発注者において、掛布団の性能を数値化して示すことが困難なことであることから、同等規模以上の病院において病棟寝具賃貸借業務に使用した実績のある商品であれば、発注者において使用しても、使用上、特段の不都合は発生せず、同等品として差し支えないと判断できるため、先に述べたとおりの取扱いとしたものである。
- エ ポリエステルを中綿とする掛布団を同等品として認定することは不当であるとの主張であるが、同等品認定の仕様上の記載については、請求人は入札仕様では、中綿の素材として水鳥羽毛ダウン50%以上としているのであるから、ポリエステルを中綿とする掛布団を同等品として認定することは不当であると主張しているが、同入札仕様では、同等品については平成23年 4 月 1 日以降に100床以上の病院において、病棟寝具賃貸借業務を 1 年以上履行した実績を有する者が当該病院での業務に使用したものを認めることとすると記載している。この条件を満たしているということで同等品として認定した。
- オ なお、この同等品の取扱いについては、一般競争入札方式とした平成22年度からの入札から、同じ考え方で執行してきている。
- カ また、精神医療センターとして、実際に使用し、当該推定を覆す問題が出てくる場合を想定し、同等品での対応を認めるが、使用状況により改善を求めることがあるので速やかに対応することとすると仕様書に明記している。
- キ 請求人は、病院事業庁では、同等品を「指定品と規格、品質、性能が指定品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とするものであり、定価は概ね指定品と同等であるもの」と定義しているから、価格差が

3 倍から 5 倍もある商品を同等品として認定することは不当であると主張しているが、滋賀県病院事業会計規程をはじめとする病院事業庁の関係規程において、同等品の用語の定義はなされておらず、同等品の取扱いはいずれの入札ごとに仕様書のなかで決めていくことになる。精神医療センターでは一般競争入札により入札参加資格を満たして応札したもののなかで、最も低い金額で応札したものと契約しており、地方自治法第 234 条第 3 項の規定により適正に落札者を決定している。よって、損害は発生していない。

## (2) 関係職員等の陳述に対する請求人の意見

### ア 請求人の意見

(7) 今の話のなかで、腑に落ちないのは、同等品として全然違うものが採用されたというところを先ほども申し上げたが、病院の入札においては、別段これは問題ないとのことだが、病院というものは滋賀県の経営する病院、県立であるから、滋賀県がこういうことが同等品であるという項目、条件としては、指定品の規格、形状、材質、色、品質、性能は同等である、と書いている。これは滋賀県の公告書であり、この滋賀県の大前提のうえで、病院だけがそういうことがなされているのかどうか。他の建設や土木のことも聞いたが、その方も笑っていたが、こういうことができるのなら、バラスの量を増やしたり、セメントの代わりに泥を入れてもいいというようなことになるという話であった。滋賀県が決めたことに対して別にしてもいいと誰が言ったのか、どこで決まったのかと思う。

(4) 同等品として認める。つまり、近くの同規模病院で使っていればと書いてあるが、それと前に書いてある指定品の品質とは、どうも整合性がないように私は思う。

### イ 請求人代理人の意見

精神医療センターの若林さんの話だと、入札手続きにおいて、最低の入札価格を入れた方が落札したという説明であったが、水鳥羽毛 50% 以上を前提として入札するものと化繊でもって入札するものとは、当然、入札価格に差が生じてくる。水鳥羽毛 50% 以上のものを使うよりは、多少低い価格での入札が可能なのであるから、最も低い入札価格だからといって、その方の入札落札が適正に行われたとは私は考えていない。

## 3 監査の実施

職員措置請求書の内容および陳述の内容より、監査対象機関を病院事業庁精神医療センターとし、関係職員から事情を聴取するなどして、監査を実施した。

## 第 4 監査の結果

### 1 監査の対象に係る請求人の主張

#### (1) 違法性または不当性についての請求人の主張

請求人は、職員措置請求書および陳述によると、次のとおり違法性または不当性があると主張している。

#### ア 同等品の認定について

病院事業庁等では、同等品を「指定品と規格（形状、材質、色など）・品質・性能が指定品と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とするものであり、定価は概ね指定品と同等であるもの」といった定義をしているところであるから、仕様書において、中綿の素材として指定している羽毛の掛布団に比べ、品質や調達価格、クリーニングコストに差のある化学繊維を中綿とする掛布団を同等品として認定することは不当である。

入札予定価格自体は仕様書に基づいて決められているものであって、化学繊維のものであれば、より低廉な入札価格を定めることが可能である。高価な水鳥羽毛でなくても良いのなら、安価な化学繊維との間に生じるその差額は、滋賀県が損失を被っている。

#### イ 仕様書の記載について

同等品として化学繊維のものを認めるという趣旨であれば、最初から、化学繊維でもかまわないということを明記しておれば、それに沿った対応が可能である。ところが、書いていないため、この入札の方法というものは不当である。

との理由から、同等品でない場合には、入札を無効とし、然るべき損害賠償を請求することを求めていると

解されるので、以下これらについて判断する。

## 2 事実関係の確認

### (1) 平成26年度滋賀県立精神医療センター病棟寝具等賃貸借業務契約

#### ア 入札方法

一般競争入札

#### イ 契約期間

平成26年 4 月 1 日～平成27年 3 月31日

#### ウ 仕様の内容

##### (7) 契約事項

病棟寝具、衛生マットレス、病衣等の賃貸借業務単価契約

##### (4) 賃貸借内容（仕様書より抜粋）

病棟寝具一式、当直用寝具一式、衛生マットレス、病衣および放射線検査用検査衣とし、サイズおよび数量等は別紙に定めるとおりとする。

同等品の取り扱いについては、入札説明書の入札参加資格の申請の②における病院での業務に使用したものを認めることとする。

また、患者の状態によって別紙に規定するものに代えて当センターの指示するものを提供するものとする。

なお、この場合にあっても費用は契約業者の負担とする。

※ なお、入札説明書の入札参加資格の申請の②の内容とは以下のとおり。（入札説明書より抜粋）

「平成23年 4 月 1 日以降に100床以上の病院において、病棟寝具賃貸借業務を 1 年以上履行した実績を証する書類（契約書の写し等、1 病院分のみで可）」

##### (7) 病棟寝具仕様および数量

###### ・病棟寝具の品目と数量

掛布団200枚、肌掛布団100枚、敷パット40枚、毛布30枚、枕210個、包布880枚、敷布630枚、枕カバー630枚、ドローシート250枚、ビニールシート200枚

###### ・洗濯

包布、敷布、枕カバー、ドローシート、ビニールシートは毎週 1 回交換、入退院があれば一式交換するので使用済みのものを洗濯済みの清潔なものと交換すること。また、必要に応じて随時交換に対応すること。

###### ・集配

集配は毎週火曜日午後に行い、連休等当センターの休日等については、病院の指示に従うこと。

###### ・同等品

同等品での対応も認めるが使用状況により改善を求めることがあるので、速やかに対応すること。

#### エ 契約手続の経過

・平成26年 2 月13日 一般競争入札の公告

・平成26年 2 月17日、18日 仕様書等受領（2社）

・平成26年 2 月20日 株式会社Aからの入札仕様書に関する質問

・平成26年 2 月21日 株式会社Aへ回答

株式会社Aへの同等品の確認については、入札参加資格確認申請時に、「100床以上で 1 年以上履行した実績を証する書類」として、「△△」および「□□」との契約書の写しが添付されていた。

・平成26年 2 月21日 株式会社A 入札参加資格確認申請

・平成26年 2 月24日 (株)シガドライウィザース 入札参加資格確認申請

・平成26年 2 月25日 入札参加資格確認通知

・平成26年 2 月28日 開札

株式会社Aが落札。株式会社Aの担当者から、「□□と△△に納品している商品を同等品として入札した」ことを口頭確認。



- ・平成26年 3 月 3 日 株式会社Aが、契約の履行内容の書類を提出  
その際に、「△△および□□の契約書に記載された仕様内容は使用実績が長く更新されていないため、今回の契約の仕様書に記載された仕様内容と表記が異なるが、商品内容は同一であることを株式会社Aの担当者に口頭で確認。
- ・平成26年 3 月 4 日 使用実績の口頭確認  
△△および□□の担当者へ使用状況等を電話で確認したところ、「これまで事故や苦情はない。」との回答があった。
- ・平成26年 3 月 7 日 契約締結
- ・平成26年 3 月28日 当センターへ病棟寝具搬入  
搬入時に、現物が「株式会社Aが2月28日で提出した仕様書の商品であること」を株式会社Aの担当者に口頭で確認した。

なお、入札後、仕様書で定められている「同等品での対応も認めるが使用状況により改善を求めることがある」ことについては、現在までの間、特に改善を求めた事例は発生していない。

#### オ 同等品の定義

(7) 病院事業会計規程を所管する病院事業庁経営管理課に確認したところ、以下のとおりの回答があった。

病院事業庁における会計事務の処理に関する事項は「滋賀県病院事業会計規程」に定められているが、この規程において、同等品の定義は定められていない。

また、準用の規定として第150条に「この規程に定めのない事項については、財務規則、滋賀県建設工事執行規則その他財務に関する法令の例による」と定められているが、これらにおいても同等品の定義は定められていない。

このほか、所管する関係規程以外に病院事業庁が同等品の定義を定めたものはない。

滋賀県財務規則を所管する会計管理局が定めている「物品ハンドブック」等については、病院事業庁においても業務を行うにあたっての参考にしているが、病院業務の特性によりこれによりがたい場合やなじまない場合がある。

今般の入札については、精神医療センターで使用する患者用寝具について、患者の療養に当たっての快適さ、清潔さ、安全性などで特段の不都合が発生しない寝具類を調達しようとしたものであるが、患者用寝具という使用目的、集配とクリーニングを繰り返して継続的に使用するという使用方法に鑑み、発注者において掛布団の性能を数値化して示し、それに基づいて同等品に該当するかどうかを判断することが困難と考えられたものである。そこで、同規模以上の病院において病棟寝具賃貸借業務に使用した実績のある物品であれば、精神医療センターにおいて使用しても患者の療養に特段の不都合は発生せず、調達に適していると判断し、これを同等品と認める旨の条件を仕様書に明記したものと認識している。

(4) 滋賀県財務規則の所管課である会計管理局管理課に確認したところ、規程以外の資料はあるが、滋賀県財務規則等財務関係規程において、同等品の定義はないとの回答であった。

なお、会計管理局が規程以外のものとして回答があったものは次の4点である。

- ①物品ハンドブック（滋賀県財務規則に基づき、職員が物品を購入する際に参考とするマニュアル）
- ②入札執行伺い、物品購入伺い審査の手引き（会計管理局管理課において、物品購入に係る伺いの審査を行う際の内部資料）
- ③財務関係新任職員研修（部門研修）資料（物品購入担当職員向けの研修会テキスト）
- ④滋賀県物品・役務電子調達システム操作の手引き（滋賀県物品・役務電子調達システムの導入に際しての、事業者向けの手引書）

これらの資料では、次のように記載されている。

「一般的に物品の購入においては、基準となる物品（基準品）を示し、同等品による応札（見積り）を認めることになるが、同等品とは、機能、デザイン等が基準品を上回っているものを言う。家具等、購入する物品のグレードを求める場合は、同等品の条件として「カタログ等の定価の90%以上」等の価格制限を行う場合がある。」

「規格、品質、性能が基準品と比べて同等以上であり、価格は概ね基準品と同価格となる製品です。同

等品申請が受け付けられている案件では、審査結果が採用となれば同等品での入札（見積）が可能となります。」

(ウ) 精神医療センターの見解は次のとおりである。

同等品の定義については、法令や条例、病院事業庁規程等で明定されたものはない。

本件入札は、病棟における患者用寝具として使用する上での快適さ、清潔さ、安全性などに適したものを調達するために実施したものであり、同規模以上の病院において病棟寝具賃貸借業務に使用した実績のある商品であれば、当センターにおいて使用しても患者の療養に特段の不都合は発生せず、調達に適していると判断し、これを同等品として認める旨の条件を仕様書に明記したものである。

本件契約は、病棟寝具の購入ではなく、賃貸借による調達であるから、運搬費や人件費なども含んだ賃貸借による調達価格として大きく異なる実態がない限り、これを同等品と取り扱うことが不当とは言えないものとする。当センターとして、公立の精神科単科病院等における病棟寝具の賃貸借契約の実態を聴取したところ、契約内容・条件は必ずしも一致しないが、掛布団の中綿が水鳥羽毛（ダウン50%以上）かポリエステルかによって、賃貸借による調達価格が大きく異なる実態は認められなかった。

したがって、本件入札手続きにおける同等品の取扱いは不当とは言えない。

よって、本件入札手続きにおける同等品の取扱いにより契約額が不当に高くなっているとは認められず、病院事業庁に損害は発生していないものと認識している。

カ 入札予定価格について

予定価格は予算の積算単価をもとに決定している。積算単価は、ウ(ウ)に記載した掛布団を含む病棟寝具一式の単価で設定されており、他病院での実績があれば、仕様書において記載のある従来の羽毛での入札も可能であることから、過去の実績をもとに積算されている。

### 3 判断

(1) 請求人は、品質や調達価格、クリーニングコストに差のある化学繊維を中綿とする掛布団を滋賀県が定義する同等品として認定することは不当である。また、その結果、県に損害が発生していると主張しているため、このことについて判断する。

「2 事実関係の確認」において記載したとおり、病院事業庁における会計事務の処理に関する事項は「滋賀県病院事業会計規程」に定められているが、この規程において、同等品の定義は定められておらず、そのほか、病院事業庁が同等品の定義を定めたものはない。

滋賀県財務規則を所管する会計管理局が定めている「物品ハンドブック」等については、病院事業庁においても業務を行うにあたっての参考とされているが、病院業務の特性によりこれによりがたい場合やなじまない場合があることから、同等品は契約の目的に応じて設定されるものである。

こうしたことから、精神医療センターでは、平成22年度から、病棟における患者用寝具として使用する上での快適さ、清潔さ、安全性などに適したものを調達するため、同規模以上の病院において病棟寝具賃貸借業務に使用した実績のあるものを同等品として設定したところであり、今回、化学繊維のもので落札されたが、現在まで、特に改善を求めるような事例は発生していない。

また、今回の落札額が他病院での実例価格と大きな乖離が認められるか否かが、不当性についての判断の一定の目安となり得ると思料されることから、監査において、県内の公的な病院に対して実例価格を確認したところ、契約内容・条件が必ずしも一致しないため、単純な比較はできないが、本件の落札額は他病院の価格帯の範囲内にあり、不当に高いものとは認められなかった。

以上のことから、化学繊維を中綿とする掛布団を同等品として認定することは不当であるとは認められない。

なお、請求人は、羽毛と化繊とでは調達価格やクリーニングコストにも差があり、その差は入札価格全体に影響を及ぼすことから、安価な化繊との間に生じるその差額は、滋賀県が損失を被っていることになると主張しているが、本件の契約の目的は、掛布団のみの購入ではなく、寝具一式を運搬費や人件費等の要素を含んだ賃貸借による調達としていることから、賃貸借物の一部の一般的な購入価格などをもって、県に損害

が発生しているか否かを論じることはできない。

- (2) 次に、同等品として化学繊維のものを認めるという趣旨であれば、最初から、化学繊維でもかまわないということを明記しておれば、それに沿った対応が可能である。ところが、書いていないため、この入札の方法は不当であると主張しているため、このことについて判断する。

仕様書の「2 賃貸借内容」の第 2 段落において、「同等品の取り扱いについては、入札説明書の入札参加資格の申請の②における病院での業務に使用したものを認めることとする。」と明記がされており、今回の落札業者は、本仕様書に基づき、事前に精神医療センターに対して、同等品に関する質問を行っていることから、請求人であっても同様の質問をすることは可能であったと判断されるため、不当な入札であったとは言えない。

#### 第 5 請求の措置に対する判断

請求人は、入札の無効および損害賠償を求めているが、第 4 監査の結果で述べたとおり、請求に理由がないものとして、棄却する。

#### 第 6 意見

今回の入札仕様書において、賃貸借内容を「病棟寝具一式、当直用寝具一式、衛生マットレス、病衣および放射線検査用検査衣とし、サイズおよび数量等は別紙に定めるとおりとする。」「同等品の取り扱いについては、入札説明書の入札参加資格の申請の②における病院での業務に使用したものを認めることとする。」と記載し、別紙に寝具仕様を示しておきながら、同等品の取扱いについては別紙に記載せず、仕様書の本文に記載するなど、一見して分かりにくい表記があり、誤解を生じるおそれがあることから、今後、監査対象機関において、仕様書の記載方法等について、より丁寧で分かりやすい表現となるよう工夫・改善されたい。

